

漁業法第 42 条第 5 項の審査基準の策定方針

1. 基本的な考え方

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項の規定に基づく新規の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶の数を定める公示をした結果、同条第 4 項の規定により許可等をすべき船舶の数が公示した船舶の数を超える場合においては、同条第 5 項の規定に基づき、許可等を申請した者の生産性を勘案した上で許可等をする者を定めることとしている。

この公示は、資源状況の回復や既存漁業者の廃業等により、資源状況に対して漁獲努力量に余剰が出た場合に随時実施することとなるため、その審査基準については、その都度、当該公示を行うこととなった漁業の種類ごとに定められることとなる。

一方、改正法は本年 12 月 1 日に施行されることから、生産性の高い漁業者が大臣許可漁業を担う漁業構造にしていくという改正法の趣旨にのっとり、この審査基準の基本となる考え方について、あらかじめ審査基準の策定方針として示すものである。

2. 審査基準の策定方針

（1）申請の書類

法第 42 条第 1 項に基づき公示した場合において、許可等を申請しようとする者は、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）第 3 条第 1 項第 4 号に定める貸借対照表等のほか、同条第 2 項の規定に基づき、許可等を受けた場合の事業計画、過去の漁業の実績等の書類を提出するものとする。この場合の事業計画は、損益の見込み、生産量及び生産額の見込み、船舶や従事者の確保の見込み等を記載したものとする。

（2）審査の手順

許可等をする者を定める審査は、以下の手順により行う。

- ① 提出された書類により、申請者が法第 41 条第 1 項第 6 号（申請に係る漁業を適確に営むに足りる生産性を有さず、又は有することが見込まれない者であること）に該当しないことを確認する。同号に該当する場合には、許可等を受ける資格を有しないことから、その後の審査を行わないものとする。

- ② 許可等をする者を定めるに当たっての審査は、公示の都度定める審査基準に基づき、提出された事業計画の内容により行うものとする。

なお、審査は、原則として書面により行うものとする。ただし、必要と認める場合には、許可省令第3条第2項に基づき更に必要と認める書類の提出を求めるほか、ヒアリングを実施して審査を行うものとする。

- ③ ②の審査の結果、公示した船舶の数の範囲内で、(3)の審査の方針により、生産性が高いと見込まれる者から順に許可等をする者を定めるものとする。
- ④ ③により許可等をする者を定めていく中で、残された船舶の数よりも、同程度の生産性を有すると見込まれる者の数が多くなった場合には、法第42条第6項に基づき、くじにより許可等をする者を定めるものとする。

(3) 審査の方針

大臣許可漁業の許可を受けた者には、資源管理を適切に行いながら生産性の向上に努めることが求められる。

審査する生産性としては、次の各号に掲げることが見込まれる者であって、その者が有する事業分野の経験を活用するなど生産性の高い漁業を実現できると認められる者を優先することを基本とする。

- ① 「漁業法第41条第1項第6号に該当する者の基準及び勧告の指針」(令和2年6月30日付け2水漁282号水産庁長官通知)第1の2(1)から(17)までに掲げる漁業の種類ごとにそれぞれ掲げる漁業の操業の状況を表す指標値について、その指標値が維持又は向上すること
- ② 効率的な漁業を行うための設備や技術の導入などにより支出を抑制することや漁獲物の販路確保及び価格形成の手法を有するなどにより収入を向上させること

具体的な審査基準は、新規の公示の都度、当該公示をすることとなった漁業の種類の操業の実態その他の事情を勘案して定めるものとする。

3. 審査基準の策定手続

本策定方針の考え方にのっとり、新規の許可等を募集するための公示を実施するまでに、審査基準を定めるものとする。